

十和田市犯罪被害者等支援条例

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、それらを総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調その他の被害をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、青森県その他の地方公共団体及び民間支援団体をいう。
- (6) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処

遇を保障される権利が尊重されること。

(2) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮されること。

(3) 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

(4) 市及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する者が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、見舞金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

（日常生活の支援）

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、居住の安定を図るため、転居に要する費用の支給その他の必要な支援を行うものとする。

（雇用の安定）

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪等により就業が困難となった犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置等必要な施策を講ずるものとする。

（市民及び事業者の理解の増進）

第11条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第12条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供等必要な支援を行うものとする。

（支援の制限）

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認し、若しくは誘発した場合又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合等犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(十和田市営住宅条例の一部改正)

2 十和田市営住宅条例(平成17年十和田市条例第200号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「又は」を「、」に、「及び」を「、」に改め、「必要としている者」の次に「及び犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等」を加える。